

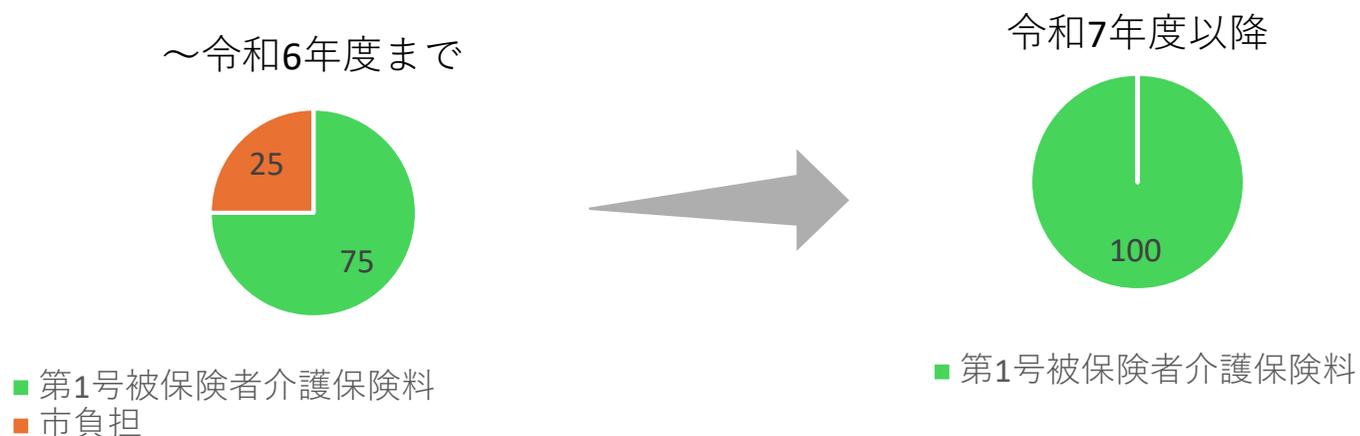
和光市市町村特別給付事業について

【市町村特別給付とは】

市町村特別給付事業は、介護保険制度の枠組みの中で、地域の実情に応じて必要な支援を補完し、在宅生活の継続等を図ることを目的として、市町村が独自に実施している事業である。

【予算と財源】

和光市では、令和6年度まで、市町村特別給付にかかる費用の25%を法定外の一般会計からの繰入で賄ってきた。しかしながら、期ずれ問題を契機に介護保険特別会計の運営について精査したところ、法定外の一般会計繰入は好ましくないとする埼玉県 の指摘もあり、令和7年度から法定外の一般会計繰入を廃止し、財源のすべてを第1号保険料とする市町村特別給付の本来あるべき姿に是正した。



令和7年度当初予算における市町村特別給付の事業費が78,811千円であったことから、その25%にあたる19,702千円の削減が必要となる状況で、事業を廃止せずに、引き続き事業を行うため、近隣自治体の負担割合等を参考として、利用者に応分の負担をお願いする事業の見直しに取り組むこととなった。

令和8年度当初予算：63,415千円 令和7年度当初予算：78,811千円 (▲15,396千円)

和光市市町村特別給付事業について

【今後について】

事業の趣旨を明確にするとともに、持続可能な事業形態に改めた上で、利用者への丁寧な説明が求められる。

【利用者負担の緩和】

令和7年度第5回介護保険運営協議会での議論に基づき、利用者の負担増加を緩和する見直しを行う。配食事業の市の負担を200円から300円に増額し、地域送迎事業の市民の負担割合を3割から2割に減少する。

【令和9年度以降】

令和8年度だけでなく、令和9年度以降も今回の見直し後の内容で事業を行うことを考えている。ただし、第10期の計画策定において、利用者負担を見直すべき等の意見が出た場合は、再度検討することもある。

【予算の見込み額】

配食事業及び地域送迎事業における利用者負担の緩和により、予算の見込み額が増加となる。

増加する予算は、介護給付費準備基金の取り崩しにより対応する。基金残高 6,114,000円→2,275,000円

▼配食事業	(当初予算)	3,300,000円	→	(見直し後)	4,950,000円	+1,650,000円
▼地域送迎事業	(当初予算)	15,323,000円	→	(見直し後)	17,512,000円	+2,189,000円

次頁以降で詳細説明

配食費用助成の見直しについて

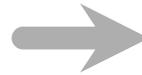
令和8年2月2日の介護保険運営協議会で提案した改正案

【対象者】

- ・市内在住の65歳以上
- ・総合事業対象者以上
- ・自宅生活で、自身で栄養のある食事を用意できない
- ・居宅サービス計画に「特別給付での配食サービス利用」を位置付け

【費用負担】

- ・費用額上限: 廃止
 - ・市の助成: 昼/夜 1食につき200円補助
- (注) 事業者は市指定から選択



見直し後の改正案

【対象者】

- ・市内在住の65歳以上
- ・総合事業対象者以上
- ・自宅生活で、自身で栄養のある食事を用意できない
- ・居宅サービス計画に「特別給付での配食サービス利用」を位置付け

【費用負担】

- ・費用額上限: 廃止
 - ・市の助成: 昼/夜 **1食につき300円補助**
- (注) 事業者は市指定から選択

利用例（自己負担額）

A社

▼660円の普通食(ご飯セット)を1食/日利用

200円市助成の場合 ひと月で13,800円

300円市助成の場合 ひと月で10,800円

(現行制度の場合 ひと月で7,920円)

A社

▼760円のムース食を毎日2食利用

200円市助成の場合 ひと月で33,600円

300円市助成の場合 ひと月で27,600円

(現行制度の場合 ひと月で18,240円)

B社

▼885円透析食を毎日1食利用

200円市助成の場合 ひと月で20,550円

300円市助成の場合 ひと月で17,550円

(現行制度の場合 ひと月で10,620円)

いずれの事業者を利用しても、+100円の助成額で3,000円の自己負担額軽減となります。

和光市市町村特別給付地域送迎サービスの見直しについて

令和8年2月2日の介護保険運営協議会で提案した改正案

【対象者】以下全てを満たす者

- (1)市内在住の65歳以上
- (2)要介護認定を受けた者
- (3)施設サービスを利用していない（特養、老健に入所していない）
- (4)①主治医意見書で「高齢者の日常生活自立度：B1以上」or「認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅲa以上」
②公共交通機関を利用して外出することが困難であると市長が認める者
- (5)居宅サービス計画に特別給付での送迎利用を位置付け

【費用額・自己負担・助成額】※費用の3割を自己負担

- ・60分を超える走行は30分ごと3,860円を加算（助成対象外）
- ・上記に定める費用以外の料金（迎車料や予約料、福祉用具レンタル費など）は指定事業者が別途定めるものに従う（助成対象外）

見直し後の改正案

【対象者】以下全てを満たす者

- (1)市内在住の65歳以上
- (2)要介護認定を受けた者
- (3)施設サービスを利用していない（特養、老健に入所していない）
- (4)①主治医意見書で「高齢者の日常生活自立度：B1以上」or「認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅲa以上」
②公共交通機関を利用して外出することが困難であると市長が認める者
- (5)居宅サービス計画に特別給付での送迎利用を位置付け

【費用額・自己負担・助成額】※費用の2割を自己負担

- ・60分を超える走行は30分ごと3,860円を加算（助成対象外）
- ・上記に定める費用以外の料金（迎車料や予約料、福祉用具レンタル費など）は指定事業者が別途定めるものに従う（助成対象外）
- ・訪問介護等を利用する場合は、階段介助料は請求できない。

利用例（自己負担額）

- ▼月4回の通院(近場に2回、遠方に2回)
- | | |
|---------------------------|-------------|
| 3割自己負担の場合 | ひと月で16,800円 |
| 2割自己負担の場合 | ひと月で11,200円 |
| (現行制度の場合(1割想定)ひと月で7,500円) | |

- ▼月2回の通院(遠方に2回、待機あり)
- | | |
|---------------------------|-------------|
| 3割自己負担の場合 | ひと月で13,200円 |
| 2割自己負担の場合 | ひと月で8,800円 |
| (現行制度の場合(1割想定)ひと月で3,200円) | |

- ▼月5回の通院(近場に4回、遠方に1回)
- | | |
|----------------------------|-------------|
| 3割自己負担の場合 | ひと月で25,400円 |
| 2割自己負担の場合 | ひと月で19,600円 |
| (現行制度の場合(1割想定)ひと月で19,500円) | |

ひと月あたりの助成上限額を40,600円から40,000円に、階段介助の助成上限を7,000円から8,000円に変更します。利用例には階段介助料を含みません。